



協会認定制度

認定デイ・ケアマスター

令和3年度より新認定制度「認定デイ・ケアマスター」が新設されました。

介護保険分野におけるリハビリテーションは、利用される方の、運動機能に対してのみ提供されるものではなく、その方に関係する多くの職種で連携を図りながら、その方やご家族が望まれる生活や役割・活動の獲得に向けて提供されるものです。

認定デイ・ケアマスターとは、介護保険分野の通所系サービスにおいて、サービスの質の向上や利用者の自立支援、地域住民の自助・互助活動の支援、地域リハビリテーションの普及・啓発を促す通所系サービス従事者の育成を目的として、一定の水準に達した従事者が取得できるものになります。取得できる職種に関しては、医師、看護師、介護職、リハビリテーション専門職、医療福祉相談員など多職種にわたります。

通所リハビリテーションに精通したプロフェッショナルとして仲間を牽引していただける従事者を、一緒に目指していきましょう。